

(お知らせ)

29.6.9  
防衛装備庁

(株) 島津製作所に対する指名停止措置について

平成28年5月(株) 島津製作所(法人番号 6130001021068)から防衛装備庁に対し、航空機用APU(※)の修理契約において、新品部品又は適切に修理された部品との交換などを行わなければならないところ、本来は使用できない部品を修理して取り付けるなどといった不適切な行為を行っていたとの報告がありました。

これを受け調査を行った結果、不適切な行為が行われていたことが確認されたことから、本日、同社に対して平成29年6月9日(金)から平成29年9月22日(金)までの3.5ヶ月間の指名停止措置を行うことといたしました。

(※) 補助動力装置 (Auxiliary Power Unit)